

保険料のお支払方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」または「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、役場福祉課保険係へお申し出ください。

【お申込みの際に必要なもの】ご本人の保険証、預金通帳とお届け印

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります。)

ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口で「希望カード」を提出することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は役場福祉課保険係までお問合せください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。
※ 希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。
薬によって異なりますが、新薬より5割以上安くなるものもあります。

病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
- 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601
役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成30年度の保険料について～

6月に保険料額をお知らせします

≪保険料の計算方法≫ ※ 平成30年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得 - 33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------------------

- 1年間の保険料の限度額は62万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 5,020円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,530円
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】 25,102円
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 40,164円

※平成30年度から均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

② 所得割の軽減の見直し

- 平成29年度は一定の所得以下の方については、所得割が「2割」軽減されていましたが、平成30年度から「軽減なし」へ変更となりました。

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方については、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、均等割が5割軽減となります。(50,205円 → 25,102円)

※平成30年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「7割」から「5割」に変更されました。
なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。
※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が入会している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場福祉課保険係へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。